

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日		
更新年月日	()		
目標年度	令和16年度		
市町村名 (市町村コード)	佐久穂町 20309		
地域名 (地域内農業集落名)	余地地区 (余地1・2集落、余地3・4集落)		

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	27.1 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	17.4 ha
② 田の面積	14.4 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	11.7 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	9.7 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	16.8 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	1.2 ha

(備考)遊休農地面積は11.4ha(1号又は2号)、なお荒廃農地は上記農用地等面積に含まれない。

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- 余地地区は、高齢化率が43.2%で町平均より高く、中山間地域で傾斜のある農地が多く耕作条件が悪いため、荒廃農地が42haと農用地面積を上回っている。
- 規模縮小と意向確認できていない農地面積が12haあり、新たな農地の受け手の確保が必要。
- 担い手が利用する農地面積の団地数は平均4箇所、1団地あたり25aと小さく、担い手へのさらなる集約化が必要。
- 水稻、野菜、花きを中心に栽培されているが、担い手農家が高齢化しているため、地域の活性化を図るため、現在の栽培品目及び新たな作物を含め検討が必要である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- 水稻について、共同で米栽培に取り組んでいるが高齢化・機械の老朽化等により継続が厳しい状況であるため、栽培方法の見直し、組織化の検討及び集約化と併せ担い手確保に向けた取り組みを進める。
- 花きについては、現状で集約されているが、担い手確保に向けた取り組みを進める。
- 野菜については、集約化と併せ担い手確保に向けた取り組みを進める。
- 新たな作物については、品目及び団地化の検討、担い手の確保等に関して、担い手農家以外の農地の有効活用等を含め、地域と話し合いをしながら検討していく。
- 荒廃農地、規模縮小の意向のある農地面積、75歳以上の農業者の農地面積などの割合が他の集落と比べ高いため、今後の活用方法等については、慎重に検討していく必要がある。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手(認定農業者等)への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者(利用者等)により農地利用を進める。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	21 %	将来の目標とする集積率	50 %

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

担い手が利用する農地面積の団地数及び面積は、4箇所、平均25aと低い(令和6年度時点)

団地数の減少及び団地面積の拡大(100aを目標)を進める。(令和16年度)

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を地域との話し合いを通じ、さらに農業委員・農地利用最適化推進委員と集落支援員等と調整し、農地バンクを通じて進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

できるだけ多くの農地を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農業委員・農地利用最適化推進委員及び集落支援員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。

(3) 基盤整備事業への取組

地域の合意が得られた場合において、集積・集約化に向けて必要な場合は、基盤整備等を検討していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、地域の農業者(里親農家等)、県及びJAと連携しながら、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

必要に応じて検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農		水稻、野菜	1.2 ha	ha	水稻、野菜	1.2 ha	ha	1-1	
認農		水稻、花き	0.8 ha	ha	水稻、花き	0.8 ha	ha	1-2	
認農		野菜、水稻	1 ha	ha	野菜、水稻	1 ha	ha	1-3	
認農		水稻、花き	1.3 ha	ha	水稻、花き	1.3 ha	ha	1-4	
認農		水稻、野菜	0.9 ha	ha	水稻、野菜	0.9 ha	ha	1-5	
到達		水稻、野菜	0.2 ha	ha	水稻、野菜	0.2 ha	ha	2-1	
到達		水稻	0.2 ha	ha	水稻	0.2 ha	ha	2-2	
利用者		水稻	0.2 ha	ha	水稻	0.2 ha	ha	3-1	
利用者		水稻	1 ha	ha	水稻	1 ha	ha	3-2	
利用者		水稻	0.4 ha	ha	水稻	0.4 ha	ha	3-3	
利用者		水稻	0.4 ha	ha	水稻	0.4 ha	ha	3-4	
利用者		水稻	0.9 ha	ha	水稻	0.9 ha	ha	3-5	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	0経営体		8.5 ha	0 ha		8.5 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。